

平成27年度 友好都市交流向け木曾町宿泊施設助成券発行事業

1. 対象・目的

■対象（H27年度）

木曾町が友好都市提携を行っている各自治体及び防災協定を締結し、商工、イベント、その他協議会等で交流がある自治体（6自治）

愛知県みよし市・愛知県東海市・静岡県湖西市・長崎県松浦市・北海道松前郡福島町・埼玉県比企郡嵐山町の住民の方（関係者）を対象自治体として依頼。

■目的

※児童交流・物産展（行政・商工会関連）の参加交流は行っているが各自治体を往来する住民は少ない。一方で、各自治体で開催される物産展に参加すると、木曾町は、各自治体に多くの商圏を抱えていることや各自治体の方々に興味を抱いてもらっていることが分かる。（スキー、木曾義仲、山村蘇門、福島関所、森林整備など）



○各自治体へ「木曾町宿泊助成券」を発行、各自治体住民へ友好都市、防災協定提携自治体として認知頂き、木曾地域の方々との交流促進を図る。

○木曾町と宿泊関連事業者が連携し当町の観光素材を積極的に売り込む。

2. 事業内容

=助成内容=

○27年度の助成内容

上記、住民の方々、関係者の皆さまに対して

宿泊1泊につき、一人 2,000円 の助成券の発行。

+ (プラス)

◎27年度も宿泊事業者が町内商工事業者（異業種の事業者）と提携し宿泊助成以外にも各宿泊施設独自特典を考案し交流自治体住民の皆さまがよりお得感を感じられるような仕組みと2次的経済効果の期待を促す。

平成27年度木曾町友好都市助成券発行事業

平成27年度の対象者（26年度同様です）

- ① 対象自治体の住民の方。（住民票がある方）
- ② 住民票はないが対象自治体に勤務する方。
- ③ 住民票はないが対象自治体に通学する方。
- ④ 対象自治体の方が1名以上いるグループ。

（④については、グループ代表者が対象自治体の関係者※で、同じ宿に宿泊されることが条件となります。）

※下記、表の④の代表者とは、友好都市の①～③の方を示します。

対象者	貴自治体での確認方法	備考
①友好都市住民	住所が分かる物 ・免許証、保険証など	・家族の場合は、代表者の身分証のみで可。
②友好都市勤務者 （住民票なし）	勤務先が分かる物 ・名刺、勤務者証	
③友好都市通学者 （住民票なし）	通学先が分かる物 ・学生証	
④ 友好都市住民が1名以上いるグループ	友好都市住民（代表者1名）の免許証、保険証など	・宿泊先は、全員が同宿である事が条件。

④については、下記課題の解消策になっております。

例1) 家族4名で旅行を計画したが、1名が大学へ通っているため住民票を他自治体へ移してしまい1人だけ助成の適用外になった。

例2) 5名のグループ旅行を計画したが他自治体の方が数名おり、その方々は助成の適用外となってしまった。

◎友好都市の住民の方をきっかけに木曾への誘客の裾野を広げたい事情もあり一定のルールはあるものの助成適用範囲を緩和させて頂きました。

また、家族、グループの皆様の助成券の記入について次のとおり一部簡略化いたしました。

木曾町友好都市住民宿泊助成券について

- ① 宿泊施設予約を済ましてから助成券の手続きを行って頂く。
- ② 助成券は、1人1泊につき1枚。
(例:4人2泊の場合は、8枚) 手続きはその都度ですが複数回使用可能。
- ③ 助成券は旅行会社が発行するクーポン券及び旅行会社の予約サイトから
のご予約は、対象外。【宿泊施設公式ホームページ予約は可】
- ④ キャンセルとなった場合は、宿へ連絡頂き、本券は、破棄頂く。
※新たに日程が決まった場合は、同様の手続きで再度、助成券を入手頂く
(当券をキャンセル料へ充てる事は出来ない。)
- ⑤ 本券は忘れずに持参頂く。
- ⑥ 券の複写等の使用は、無効。
- ⑦ 他の割引券との併用不可。
- ⑧ 宿泊施設提供のプラス特典は、本券を宿泊施設へ提出して頂いた方のみ
対象。
- ⑨ 上記特典は、施設によって複数あるので詳細は、各宿へお問い合わせ頂
く。
- ⑩ 2名以上場合(家族、団体)は、1名が友好都市住民、通勤者、通学者で
ある事が確認できれば、その方が代表者となって頂く事で、他自治体の
方でも助成券利用が可能となります。(原則、同じ宿に泊まる事が条件)



発行

木曾町役場

(担当課)

観光交流課

TEL 0264-22-4285

FAX 0264-23-2121

✉ kanko@town-kiso.net

URL <http://www.town-kiso.com/>